

平成 2 3 年度

栃木市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

栃木市監査委員

栃市監第43号
平成24年8月20日

栃木市長 鈴木 俊美 様

栃木市監査委員 板倉 安秀

栃木市監査委員 梅澤 米満

平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
に関する審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成24年7月11日付栃市財第68号により審査に付された平成23年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出いたします。

平成23年度

栃木市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

1 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

平成24年7月11日から平成24年8月17日

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれ適正に作成されているものと認められる。

健全化判断比率及び 資金不足比率	平成23年度決算 に係る比率 (%)	早期健全化基準又は 経営健全化基準 (%)
1 実質赤字比率	—	11.71
2 連結実質赤字比率	—	16.71
3 実質公債費比率	10.2	25.0
4 将来負担比率	69.6	350.0
5 資金不足比率		
(1) 水道事業会計	—	20.0
(2) 下水道特別会計	—	20.0
(3) 農業集落排水特別会計	—	20.0
(4) 医療福祉モール特別会計	—	20.0
(5) 中根企業用地特別会計	—	20.0

(注:「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。)

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成23年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

イ 連結実質赤字比率について

平成23年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため該当なしとなっている。

ウ 実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は10.2%となっており、これは早期健全化基準の25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は69.6%となっており、これは早期健全化基準の350.0%を下回っている。

オ 水道事業会計に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

カ 下水道特別会計に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

キ 農業集落排水特別会計に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

ク 医療福祉モール特別会計に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

ケ 中根企業用地特別会計に係る資金不足比率について

平成23年度の資金不足比率は、資金不足額を生じていないため該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

(4) 要望

本市の各指標の数値は法律で定める一定の基準以下であり、良好な状態にあるといえるが、経済の停滞等、本市財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くことが予想される。については、自主財源の根幹である市税収入の確保に努め、財源の効率的かつ効果的な運用を徹底し、引き続き健全な財政運営を維持されるよう要望する。

[参考]

ア 実質赤字比率

当該地方公共団体のいわゆる普通会計に相当する一般会計及び特別会計（以下、「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率である。

イ 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の普通会計に相当する会計だけでなく、公営企業や国民健康保険事業などの公営事業に係る特別会計も含め、当該団体のすべての会計を対象とした実質赤字（法適用企業については、資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、財政健全化法で新たに導入された指標である。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

エ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、財政健全化法で新たに導入された指標である。

オ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。